

第3回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年9月28日(木) 午後2時00分から午後2時42分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	2番	菅野	能稔
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	11番	蛭原	一治
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	口田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員(1名) 12番 石川 雅洋

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

議案

第1号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について

第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定

について
第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 4 号 現況証明について

6	事務局長	廣瀬 紀幸
	忠類支局長	川瀬 康彦
	農地振興係長	広田 瑞恵
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主任	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第 3 回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第 13 条第 2 項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、5 番井田委員、6 番齊藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、12 番石川委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に報告第 1 号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 1 号の説明をいたします。
事務局	報告第 1 号「農地所有適格法人報告書の受理について」、農地所有適格法人報告書について、4 法人から提出がありましたので報告いたします。いずれも書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第 1 号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 1 号については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 2 号 1 番から 8 番について説明をいたします。
事務局	報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」、農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書 1 ページから 3 ページに記載されております 8 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長	報告第2号1番から8番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番から8番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について」を議題といたします。議案第1号1番について事務局から説明を申し上げます。
事務局	【議案第1号1番について議案書をもとに朗読】 この案件につきましては、牛舎等の建設を目的に農用地区域から農業用施設用地への用途変更を求めるものとなっております。用途変更の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番の農業用施設の建設に係る農振区域の用途変更については、特に問題がないということでよろしいでしょうか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第1号1番は特に問題なしと答申することに決定いたしました。
議長	次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配付してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
15番	15番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営

農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号3番、4番につきましては、帰山委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第2号3番、4番について事務局から説明をいたします。

(17番 帰山委員退席)

事務局

【議案第2号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

これらの案件は、本来地区担当委員は帰山委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから私の方から説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号3番、4番は原案のとおり可決されました。

(17番 帰山委員着席)

議長	次に議案第 2 号 5 番から 10 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 5 番から 10 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 3 ページから 5 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
17 番	17 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
14 番	はい。議案第 2 号 10 番ですが、別紙の調査書のトラクターの台数が「43 台」となっていますが、そんなに多いのですか。
事務局	「3 台」の誤りです。大変失礼いたしました。
議長	他に質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 5 番から 10 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 5 番から 10 番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第 2 号 11 番、12 番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第 2 号 11 番、12 番について事務局から説明をいたします。 (4 番 渡邊委員退席)
事務局	【議案第 2 号 11 番、12 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番	3 番説明いたします。これらの案件は、今月 21 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 11 番、12 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 11 番、12 番は原案のとおり可決されました。 (4 番 渡邊委員着席)
議長	次に議案第 2 号 13 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 13 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 7 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	18 番説明いたします。この案件は、先月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社のため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 13 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 13 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 14 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 14 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 7 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19 番 19 番説明いたします。この案件は、平成 27 年 12 月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 14 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

 【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 14 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 15 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 15 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 8 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21 番 21 番説明いたします。この案件は、平成 27 年 2 月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 15 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

 【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 15 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
3 番	3 番説明いたします。この案件は、今月 21 日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局説明とおりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 2 番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書 2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	11 番説明いたします。この案件は、今月 21 日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 2 番について原案のとおり

り決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、今月21日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号4番、5番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番、5番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書4ページ、5ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。これらの案件は、今月21日に香西委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番、5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第3号4番、5番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号6番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号6番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
17番	17番説明いたします。この案件は、後継者への生前一括贈与による所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第3号6番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第3号7番につきましては、蛭原委員の事案が含まれておりますので、農後委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第3号7番について事務局から説明をいたします。 (11番 蛭原委員退席)
事務局	【議案第3号7番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条

	第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6 番	6 番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は蛭原委員ですが議事参与の制限に該当いたしますことから私が地区担当委員として代わりに現地調査を行いましたので私の方から説明いたします。この案件は、今月 21 日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですのでよろしくをお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第3号7番は原案のとおり可決されました。 (11 番 蛭原委員着席)
議長	次に議案第4号「現況証明について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
17 番	17 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 21 日に香西委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長	次の議案第4号2番につきましては、高橋委員の事案が含まれておりますので、農後委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第4号2番について事務局から説明をいたします。 （9番 高橋委員退席）
事務局	【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
17番	17番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月21日に香西委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。 （9番 高橋委員着席）
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第3回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦勞様でした。